

報道関係者 各位

災害対策基本法改正に伴う避難情報の変更について

災害対策基本法の改正により、「避難勧告」が廃止され、直ちに避難を求める「避難指示」に一本化されるなど、下記のとおり避難情報を変更しました。

記

1 新たな警戒レベルと避難情報

- ・ 警戒レベル5 「緊急安全確保」
- ・ 警戒レベル4 「避難指示」
- ・ 警戒レベル3 「高齢者等避難」

2 施行日（運用開始日）

令和3年5月20日

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	災害発生 又は切迫 	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害の 恐れ高い 	ひなんしじ 避難指示	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害の 恐れあり 	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況 悪化 	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)
1	今後気象状況 悪化の恐れ 	早期注意情報 (気象庁が発表)	早期注意情報 (気象庁が発表)

※市が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令する情報ではありません。

<問い合わせ先>

危機管理室危機管理課 担当課長：澤田 係長：松永 TEL：582-2110